

## これまでの意見の整理

## 目次

1 . 温暖化防止のための施策として税を活用することについて . . . . .	1
(1) 我が国としての温暖化防止のための取組について . . . . .	2
(2) 税の有効性について . . . . .	2
(3) 誰が対策を行うべきかについて . . . . .	4
(4) 各種政策手段の比較・選択について . . . . .	5
2 . 温暖化対策税の課税の仕組みについて . . . . .	6
(1) 課税方法について . . . . .	7
(2) 課税対象・税率について . . . . .	8
3 . 温暖化対策税の負担軽減について . . . . .	9
4 . 温暖化対策税の税収の使途について . . . . .	12
(1) 税収の使途の考え方について . . . . .	13
(2) 税収の使途の選定のあり方について . . . . .	13
(3) 税収の具体的な使途について . . . . .	13
5 . 既存エネルギー関係諸税との関係について . . . . .	15
6 . 温暖化対策税の経済影響について . . . . .	17
7 . その他 . . . . .	19

## 1. 温暖化防止のための施策として税を活用することについて

### 専門委員会報告概要

我が国のCO<sub>2</sub>等の温室効果ガス全体の排出量は、これまで様々な施策を行ってきたにもかかわらず、1990年に比べ、2000年時点で8%増加という状況になっている。温室効果ガス排出量を1990年比で6%削減するという京都議定書の約束は容易に達成できるものではない。しかも、地球温暖化問題の克服には、さらに長期にわたる大幅な排出削減が必要である。

このような厳しい変革を成し遂げるに当たって、規制や自主的取組のような現行の施策だけでは限界があるのではないかと。なぜなら、これらの施策の下では、一部の者だけが対策を担うこととなり、特に重要性の高い一般家庭や自動車利用のような小規模多数の発生源には対策の動機付けができないという問題がある。また、自主的取組も重要であるが、その効果を実に見込むことができないという限界も抱えている。自主的取組を支援するための経済的助成措置にも、財源に限りがあることなどの問題がある。

したがって、規制などの従来の施策に加えて、新たな発想に基づく施策、すなわち、一般家庭や自動車利用も含むすべての人や企業に対して温暖化防止へのインセンティブ（動機付け）を与え、それぞれの創意工夫による合理的な対策を促し、社会全体で対策を担っていくという一層合理的な施策を立案し、導入することが必要になるのではないかと。

温暖化対策税については、地球温暖化の原因となる温室効果ガス又は化石燃料（石炭、石油、天然ガス）に対して課税することによって、事業者であれば設備の導入・更新、一般家庭であれば自動車や電気製品などの買換えや家の建て替え・リフォームの際に、より省エネ型のものへと代替するよう促すとともに、化石燃料の使用及びそれに伴う温室効果ガスの排出を控えるように促すものである。

温暖化対策税の導入により、まず、課税による価格インセンティブ効果（以前より割高となった物への支出を抑えるため、設備の導入などの対策を行うことにより、その物の使用を減らそう、との動機を高める効果）を通じて、温室効果ガスの排出を削減することが期待される。また、この課税により生ずる税収は、様々な政策目的の達成に向けて国民のために活用し得るものであるが、例えば、温暖化対策を進めるために活用すれば、これによって温室効果ガスの排出を更に削減し得る、という機能も期待される。

化石燃料の価格を割高にし、あるいは対策技術の導入のための初期投資額を割安にすることによって、省エネなどの対策をした場合とそうでない場合との間の経済的な利益の差を拡げ、省エネのための製品や設備などの経済的な魅力を高め、エネルギーを

今以上に大切にすよう、広く、かつ自然に促すことが一つの有効な方法となろう。こうした機能を持つ施策が、温暖化防止に着目した税、あるいは税と併せて活用する助成措置といった経済的手法である。

( 1 ) 我が国としての温暖化防止のための取組について

- 将来的には、全世界で温室効果ガスの大幅削減は必須であり、温暖化防止対策については、抜本的な取組を早期かつ強力に実施することが必要である。
- 6%という削減目標は京都議定書と結びつけての議論が多いが、閣議決定された環境基本計画にはっきり宣言していることをまず認識すべき。
- 温暖化防止対策は、我が国がリーダーシップをとって他国に率先して進めるべき。
- 地球温暖化問題の特質、京都議定書の問題点等を踏まえて、短期的、地域的な視点で捉えるべきではなく、長期的、世界的な視野から取り組むべき。
- 排出量ナンバー1のアメリカ、ナンバー2の中国が抜けている枠組みは如何なものかとみんな思っている。地球温暖化問題は全世界的な問題であり、アメリカやロシア、中国、途上国などを含めた世界規模でのルールづくりなどにより取り組むべき。

( 2 ) 税の有効性について

【税の導入に関する意見】

- 温暖化対策税の早期導入を求める。
- CO<sub>2</sub>削減を進めるために、課税はやむを得ない。
- 環境税・炭素税は既にEUの半数以上の国で導入されており、特別なものではない。
- 長期的観点から現在の大量生産・大量消費・大量廃棄の経済社会から脱却を目指すべきであり、そのためには技術開発だけに頼るのではなく、経済的手法などの社会政策による解決を目指すべきで、それを促すためにも税は必要。
- 温暖化対策税は温暖化防止対策のベースとなる制度であり、環境と経済の統合に資する制度として大きな位置を占めるべき。
- 官から民へ、規制から誘導へという流れを鑑みると、経済的手法は誘導的手法として非常に現在の世の中の流れに合致している。経済的手法としての温暖化対策税の活用は有効である。
- 温暖化対策税を導入しても、消費者がすぐ省エネ製品を買う訳ではなく、買い換え時期にあわせて効果が出るので、時間がかかる。京都議定書の約束期間に間に合わせるには早く導入する必要がある。
- 自主的取組、規制等それぞれに長短あり、温暖化対策税を含めあらゆる手段を講じてポリシーミックスで進めるべき。
- まず従来の温暖化対策(第1ステップ)の効果を定量的に検証した上で、必要とされた場合に、温暖化対策税などの経済的手法の導入を検討すべきであり、温暖化

対策税ありきで議論すべきではない。

- 温暖化対策の財源は石油石炭税によって確保済みであり、追加的な費用が必要であっても、まず一般財源化、効率化などの既存税制の見直しを検討すべき。
- 新たな課税負担によって自主的取組に資金を使えなくなったり、補助金のための事務処理で時間がかかるなど、かえって温暖化対策税が自主的取組に支障をきたす。
- 温暖化問題や温暖化対策税については不透明な部分が多く、まず国民の十分な理解、協力を得ながら検討を進めるべき。
- ガソリン価格が 10 円以上上がっても消費量が下がらない現状を見ると、2 ~ 3 円程度の課税によって効果が得られるとは考えにくい。しかし 50 円であれば課税効果を得られるだろうが、国民から反対される。

### 【温暖化対策税の効果に関する意見】

- 温暖化対策税の効果について、税のアナウンスメント効果や省エネ設備投資の増加を考慮しなくても CO2 削減効果があるとするマクロモデルが多くあり、欧州の国々でも効果ありとする報告が多数ある。
  - 目標達成のための安定かつ継続した財政措置を確保するために温暖化対策税の活用は有効である。
  - 石油特会による財源のおかげで自治体の取組に弾みが出ている。その意味で、必要な財源があれば取組が進むのではないか。きめ細かな省エネ・新エネの普及を確実に進めるためには財源確保が重要。
  - 他の施策でも政策目標を数値的に厳密に担保する事は要求されていない場合が多く、温暖化対策税にだけこれを求めるのは不公平。
  - エネルギー需要の価格弾力性については、短期的には設備投資が進まないために弾力性が低い、長期的には弾力性が高い。
  - 税、課徴金は対策をとる人が対策をとらない人に比べて税負担が減るところに特色がある。対策をとれば税負担はどんどん減っていくため、温暖化対策税が課税される一方、個々の主体の目標達成のために、設備投資をしたからといって、二重に負担をしているとは言えない。
- 
- 温暖化対策税は、税率が低いと燃料使用の抑制効果が働かない、高いと経済影響が大きい。
  - エネルギーは国民生活や事業活動に必要不可欠なものであり、エネルギー需要の価格弾力性は極めて小さいため、課税の価格インセンティブによる CO2 削減効果は限定的である。
  - 一律の課税によって価格インセンティブによる CO2 排出削減が進むのは産業部門であり、CO2 削減が遅れている民生・運輸部門では効果が期待でない。
  - 温暖化対策税は CO2 削減を担保できるものではなく、決定的な施策とはなり得ない。

### (3) 誰が対策を行うべきかについて

#### 【基本的考え方に関する意見】

- 温室効果ガスの排出者は多岐にわたっており、温室効果ガス削減のためには社会全体で対策を担うべきであり、そのための応分の負担として経済的手法を活用すべき。
- 立場によって、苦しい主体もいるが、それぞれの事情を乗り越えて、世の中を変えるという発想が必要。
- 温暖化防止対策は、国、自治体、企業、国民が応分の負担をすべきであり、特定の産業や団体などに負担が偏る施策を行うべきではない。
- CO<sub>2</sub>削減に努力しないものに課税をし、その税収をCO<sub>2</sub>削減に努力したものに還元することで、より価格インセンティブを与える仕組みを検討すべき（例えば、自動車から公共交通機関へ）。

#### 【各部門での取組に関する意見】

- 今までは企業の部分と家庭の部分で足して、「民生」ということで企業以外のもののような印象を持ったものが4割あるという認識だった。しかし、最近我が国でもトータルで8割は企業であることが明らかになった。これを見る企業の取組も必要。
- 企業側も、会社の中では本気で環境の問題も考えているし、消費者にそっぽを向かれては大変だ。また、これからヨーロッパに対抗していくためには、下手したら遅れてしまうという感覚はあるはずなのに、表に出たときはハリネズミのような発言をするということに違和感がある。もっと好循環にするためにどういう知恵が出せるかという議論をすべき。
- 消費者に環境にやさしい企業を選びCO<sub>2</sub>を削減するような機器を買う税制やインセンティブを与えれば、企業はお客は神様なので一生懸命やる。
- 日本の産業界の効率は欧米に比べ必ずしも良くないというデータがある。
- 産業部門の二酸化炭素排出総量が若干減少していることは、生産量や鉱工業生産指数と比較すると、効率悪化が原因であり、産業部門の努力の結果ではないのではないか。また、省エネ法に基づいた、毎年のエネルギー効率努力義務に関する達成状況も見ると、産業部門が努力しているとは必ずしも言えない。
- 公共交通の利用状況、暖房の仕方などから見ると日本の運輸、民生部門は元々エネルギー消費量は少なく、産業界にもっと負担を求めなければ不公平。
- 自主的な取組に努力しているものにとっては、温暖化対策税は二重の負担となり、「経済と環境の両立」を目指した施策とは言いがたい。
- 運輸部門が伸びているといっても、現在伸びているのは自家用車であり、トラックに負担がかかるのは不合理である。
- 大綱の各種施策のうち民生、国民各層のさらなる努力の部分に遅れが目立つ。まずこれらの部分でライフスタイル・ワークスタイルの変更を含む省エネのための普及啓発を強化すべき。

#### (4) 各種政策手段の比較・選択について

##### 【普及啓発、自主的取組に関する意見】

- 低公害車、省エネ住宅、省エネ家電への買い換えなどは、普及啓発だけではなかなか進まない。実効性を伴うためには、補助金や税制上の優遇措置等のインセンティブが必要であり、合わせて地球温暖化対策税といったインセンティブも重要である。
- 温暖化対策税と普及啓発は両立する。両方やるべきである。
- あれが環境にいいとか、体にいいというと、一斉に消費者は動くので、エコラベルとか教育、あるいは国民、消費者に情報を提供していくということの方が、有効。
- 温暖化防止対策では、自主的に取り組むことを基本とし、政府はその支援を行うべき。

##### 【規制に関する意見】

- 産業については、うまくいかなかったら規制するぞといった枠組みでやってきて産業界の努力で下がったが、民生や運輸ではその方法は無理だ。そうであれば経済的手法を持ち込むべきということになるが、そのなかでもどういう組み合わせが最も良いのかを検討する必要がある。
- 規制や排出量取引では、家庭や中小企業に対策を求めるのは非現実的であり、環境税は不可欠。

##### 【技術開発に関する意見】

- CO<sub>2</sub> 削減するうえで自主的な取組や技術開発だけでは限界あり、経済的手法等による法的な政策措置を強化すべき。
- 長期的観点から現在の大量生産・大量消費・大量廃棄の経済社会から脱却を目指すべきであり、そのためには技術開発だけに頼るのではなく、経済的手法などの社会政策による解決を目指すべきで、それを促すためにも税は必要。(再掲)
- 温暖化対策税の導入よりもむしろ、既存の省エネ等の技術導入を進めたり、長期的な技術開発を促進するための政策を強化すべき。

##### 【京都メカニズムに関する意見】

- ヨーロッパでは共同実施を欧州諸国とやろうとしている。日本の場合、これ以上省エネを進めることの経済性はきわめて低いので、温暖化対策税でお金を使うぐらいであれば、少し枠組みを変えて、中国、東南アジアに手を伸ばして、エネルギーの利用効率の非常に低い国に我々がお金を費やして、その効率の向上をやるべき。
- 既にある技術の普及を通じた国内対策を重視すべき。
- 日本が対策を取らないということは、CO<sub>2</sub> の国際価格を押し上げることになり適切ではない。

## 2．温暖化対策税の課税の仕組みについて

### 専門委員会報告概要

温暖化対策税は「CO<sub>2</sub>」又は「化石燃料」を対象として、CO<sub>2</sub>についてであれば、その排出者に対してその排出量に応じて、あるいは、化石燃料についてであれば、その消費者（化石燃料を燃焼させる者）等に対して、その消費量等に応じて課税することが適切である。

CO<sub>2</sub>又は化石燃料への課税を行う時点の選択に当たっては、他の施策手法との組み合わせやすさ、課税による価格インセンティブ効果が働く度合いも重要であるが、課税事務の執行可能性も含めて考慮が必要である。これらを総合的に勘案すると、化石燃料への最上流課税又は上流課税が有力な候補となる。

また、温暖化対策税は、化石燃料の最終消費者において対策を実施させる動機付けとなることを意図した税であるため、最上流又は上流課税であっても、化石燃料の最終消費者が税の負担を感じるような仕組みについて検討すべきである。

相対的に低い税率の温暖化対策税を導入してはどうか、そして、それでは削減効果が不足する分は、この税の税収を前提とした助成措置を含む何らかの施策を併せて導入し、これらの施策の全体として、京都議定書の削減約束の達成のために必要な排出削減量を確保することとしてはどうかと考える。

## (1) 課税方法について

### 【基本的考え方に関する意見】

- 国民の理解を得るためには、シンプルでわかりやすい課税方法とすべき。
- 既存のエネルギー関係諸税の体系の1つとして温暖化対策税を位置づけ、その課税方法をあわせるべき。
- 現在の徴税体制を前提とし、現体制で対応可能かどうかを検討すべき。

### 【課税段階に関する意見】

- 最上流課税あるいは上流課税とすべきだが、温暖化対策税に関する十分に広報したり、製品価格と温暖化対策税額を別々に示すことによって、最終消費者に「税を負担している」という認識を常にもたせるなど、上流課税のもつデメリットをなくす工夫が必要。
- 新しい国税を導入することを前提とすると、上流の方がいいのではないか。
- 下流課税では、小口に対して課税漏れが生じやすく、税の公平性が確保できない。
- 最上流課税あるいは上流課税では、価格インセンティブ効果が期待できず、課税目的と課税手法が一致しない。
- 下流課税での事務執行は、やり方によっては十分可能であり、さらに検討すべき。
- 下流課税は、生活者が税負担を実感でき、製品選択を促すことになる。
- 上流で徴収するのは、徴収コストが優先している面が強いのではないか。やはり下流の方が、どちらかというところ、いろいろな協定といったミックスがやりやすい面がある。
- 大口の化石燃料消費者に対しては、徴税と切り離して対応した方がよい。
- 電力については、価格インセンティブによるCO2削減効果を発揮するため、電力消費への課税が適当である。

### 【税の価格転嫁に関する意見】

- 石油製品の市場価格は絶えず変動しており、製品販売までのコストが価格転嫁されにくい状況であり、上流課税でしか課税事務の執行可能性が確保できないならば、税制としては現実的でない。
- トラック業界は、荷主から買い叩きを受けるなど不利な立場にあり、温暖化対策税が導入された場合転嫁は不可能。
- 公共交通については10円単位で料金設定されており、10円未満の価格転嫁は不可能。
- 価格転嫁はそうイージーにはできず、競争力をむしろ減らしていくことになる。
- 倉庫業界、公共交通機関、旅館業、中小業者の多い運輸業者では、これまでの経験や事業特性等を踏まえると、課税の価格インセンティブによる燃料使用量の削減効果は期待できず、新たな課税は事業者のコスト負担となるだけである。

## (2) 課税対象・税率について

### 【課税対象に関する意見】

- すべての化石燃料に炭素含有量当たりで同等に課税する原則を明確化し、恣意性を排除しなければならない。
- 化石燃料の消費量に一律に課税するのではなく、不要あるいは贅沢に消費されている分を減らすような課税方法を考えるべき（絶対値ではなく、効率的な視点を入れるべき）。

### 【税率に関する意見】

- 国民の十分な理解のもと、温暖化防止対策への活用に必要な財源を確保できる課税水準とすべき。
- 国民生活や企業経営に対する経済的な負担を過重なものとしらないような低い税率であるべき。
- 価格インセンティブ効果で一定以上のCO<sub>2</sub>削減が達成できるよう、価格インセンティブによってCO<sub>2</sub>削減効果の上がる高い税率も含めて幅広く検討すべき。
- 税率は、当初は低い税率とし、将来的に高い税率にもっていく方が現実的である。
- ある程度高い税率とすべき（税率を低率にして税収による補助金等に頼るべきではない）。

### 3. 温暖化対策税の負担軽減について

#### 専門委員会報告概要

以下のような場合には、税負担を軽減する必要が生じるものと考えられる。

< 税の趣旨に照らし負担を軽減すべき化石燃料の用途・者 >

温室効果ガスを排出しないもの

課税による影響が極めて大きいもの（ただし、負担軽減の結果、CO<sub>2</sub>排出削減効果が失われるだけとならないように、何らかの形で、「成果を上げている」という条件を満たすこととなるように検討することが必要）

< 温暖化対策をうまく進める観点から負担を軽減すべき化石燃料の用途・者 >

温暖化対策の観点から推進すべきもの

温暖化対策税を他の施策手法と組み合わせて導入する場合において、他の施策手法の下で、「成果を上げている」、又は、「今後成果を上げることが期待できる」と言えるもの

大綱の評価・見直しの結果に照らして、「成果を上げている」と言えるもの（社会全体の削減コストを最小化するとの観点からは、負担軽減は更なる排出削減のための価格インセンティブ効果が失われない範囲のものとする必要がある）

#### 【軽減措置の必要性、必要な分野に関する意見】

- 負担軽減措置は一定以上の CO2 削減を実行するという条件付きでなければならず、負担軽減措置の対象とするかどうかの判断基準を明確にすべき。
- 国民すべてが温暖化に寄与しているのであり、また CO2 削減すれば税負担も減少するため、公平性の観点から特定の主体を対象に負担軽減を行うべきではない。
- 大口の CO2 排出者が軽減されると、CO2 削減効果がかなり減少するため、原則として負担軽減措置を認めるべきではない。
- 負担軽減措置の基準設定は困難であり、また税制を複雑化するので、行うべきでない。
  
- エネルギー多消費産業などの影響の大きい主体については、経済的な影響を考慮して減免すべき。
- 化石資源であっても、燃焼せずに CO2 を発生させない原料用途のものについては、非課税とすべき。
- 低所得者層への影響、税負担の逆進性や地域間の不公平を緩和する対応を検討すべき。
- 森林整備は温暖化防止のために推進するものであり、森林の整備や国産材・森林バイオマスの活用などを進める者に対しては負担軽減を行うべき。
- 国際競争力の大幅な低下とならないための対応が必要である。
- 産業用燃料や発電用燃料はその消費自体を目的としたものではなく、製品やサービスを生産するために使用しているため、これらに対して負担軽減措置を行うべき。
- ドイツの場合、補助金を一律に適用しないで色々な格差を設けて、それによって環境効果を誘発するというのを随所に設けております。例えば硫黄分の多い少ないによって税率を変えるということをやっており見習うべきではないか。
- デンマークではエネルギー多消費工程への事実上の非課税、スウェーデンでは製造工程の全額還付、オランダではエネルギー多消費工程への低減税率、そのほか政府との協定企業に対する追加的減税など、エネルギー原料部門に対してはいずれの国も非課税など競争力を失わないようにしており、環境税を考えるとときにはこのようなことを考慮すべき。
- すでに排出削減目標を達成している部門と、排出削減が不十分な部門を一律に課税すべきでない。

#### 【税と他の手法との組み合わせに関する意見】

- 産業界、企業にインセンティブを与える意味でも、イギリスのようなポリシーミックスは十分検討すべき。
- 気候変動協定については、国際競争力に与える影響が非常に大きいような場合に対して、政府との協定によってきちっと削減目標が設定できる場合には温暖化対策税を免除するという仕組みをつくるというのにはあり得る。
- エネルギー多消費産業の負担軽減のための工夫がされている。単に減税では効果が減少してしまうので、それを補うような工夫の必要がある。また、使途は温暖化対策に使うというのと社会保障負担の軽減という二通りがあるが、ヨーロッパは労働に対する課税をやめて、エネルギー税をそれに充てている。
- 英国の協定というのには非常に参考になる。税の問題は別途議論を要すると思うが、協定については関係者が非常に参加しやすい形を工夫している。インセンティブを与え、参加しやすい方法をとる工夫と知恵がある。
- 大規模発生源では排出量取引を活用して、民生や運輸の対策として温暖化対策税を下流課税とするという方法を提案する。

#### 4．温暖化対策税の税収の使途について

##### 専門委員会報告概要

相対的に低い税率の温暖化対策税を導入するとした場合、温暖化対策を行う人や企業に対して、当該対策を行う場合に新たな補助金を出したり、温暖化対策の促進につながるように他の税も含め減免等の新たな負担軽減を行う、といった他の施策を併せて実施することが考えられる。

本専門委員会では、温暖化対策税により、一定の税収が生じることに着目し、この税収に見合う額の資金を活用し、温暖化対策のための補助金や他の税の減税措置などを行うこととして、税収の使途についての考え方なども検討した。

仮に税収を温暖化対策に活用することとした場合、それによって促進される温暖化対策のイメージとしては、省エネ機器の買換え促進やモーダルシフトなどが考えられる。

温暖化対策税を導入し、その税収を何らかの方法で追加的な温暖化対策に活用することとした場合において、その対策が地方公共団体によって実施されるときには、その財源の確保を図るため、温暖化対策税の一部を地方税としたり、地方譲与税の仕組みを活用するという方法により、税収の一部を地方の財源とする必要がある。

### (1) 税収の使途の考え方について

- 国民の理解を得るためには税の目的・使途を明確にすべきであり、温暖化対策税による税収を特別会計、目的税とする、あるいは温暖化防止対策に限定して使うべき。
  - 温暖化防止に資する事業に対しては、長期にわたり安定した運用が期待できる政策措置を導入すべき。
  - 国内での化石燃料の使用削減や直接的な CO2 削減につながらない、吸収源対策や CO2 固定化、原子力発電、京都メカニズムなどに、税収を使うべきではない。
  - CO2 排出量を確実に削減できる効果的方法であると検証されたものを使途とすべき。
  - 地方自治体における自主的取組を促進するために、地方自治体にも配分すべき。
  - 税を導入しても財政赤字に当てられてしまうのではという不信感がある。しっかりと温暖化対策に当てられる、あるいは減税に当てられるということが見えれば賛成すると言ってもらえるのではないか。
- 
- 温暖化対策税は、その使途を温暖化防止対策に限定するべきではなく、税収中立や経済活性化、社会保障などの選択肢にも活用できるよう総合的に検討すべき。
  - 温暖化対策税は価格インセンティブ効果を重視すべきであり、その税収を温暖化対策に充てることとあわせた議論をすべきではない。
  - 従来 CO2 削減対策に限界がある以上、財源を確保して従来の延長線上で対策を講じても効果は期待できないため、従来とは異なる視点での対策を検討すべき。
  - 税収の使途が不明確であり、使途の内容や効果等をまず検証すべき。
  - 税収の使途が不明確であり、また地方自治体での効果的な CO2 削減が確実にないため、地方自治体への税収のばらまきを行うべきでない。

### (2) 税収の使途の選定のあり方について

- 税国民のコンセンサスが得られるよう、透明な使い方とすべき。
- 税収の使途については、ESCO 事業などを通じて専門家集団が担当すべき。
- 既存の地球温暖化対策と、温暖化対策税の税収による対策について明確に区分すべき。
- 対策技術の導入は、単にインセンティブだけでできるものではなく、個別施策毎に、具体的な補助策が可能かといった検討が必要。
- 提案された温暖化対策税は、価格インセンティブ効果よりも補助金による効果に重点をおいた制度であるにも関わらず、補助金を低コストな対策からうまく充当するための方策が示されていない。
- イギリスの場合、税収をリバースオークションで、政府が排出削減機会を買い上げる。一番安く削減できる相手の削減費用に対して補助金を与えるというのは参考になる。

### (3) 税収の具体的な使途について

#### 【エネルギー分野に関する意見】

- 風力発電や太陽光発電などの自然エネルギーの促進に活用すべき（原子力発電には使うべきではない）。
- 原子力発電を温暖化防止対策の主力とし、そのための費用として充当すべき。

- 省エネ機器などの環境配慮型製品の購入に対して補助あるいは減税を行うべき。

#### 【吸収源に関する意見】

- CO<sub>2</sub> 吸収目標の達成および森林の多面的機能の発揮のために、温暖化対策税による税収を森林整備や国産材使用、バイオマス使用等に使うべき。
- 森林組合では、森林で3.9%を達成するため、長期的にわたる安定した支援があれば森林所有者に対して安心してコンサルティングができる。
- 温暖化防止対策の1つとして森林整備に高い目標3.9%が設定されているが、林業・木材業界は厳しい経営環境にあり、森林整備対策を積極的に強化すべき。
- 森林の持つ多岐にわたる公益的機能のうち温暖化防止機能はごくわずかであり、税収を森林整備に充当することは受益と負担の原則から逸脱する。
- 森林をどう守るかは、今回に全部おんぶにだっこではなくて、むしろ国の政策として財源投入を含めどうするのかの検討が必要。

#### 【その他】

- 省エネ機器等への補助などは個人資産の形成となるため、大きく充当すべきでなく、むしろ、普及啓発やNPO支援など、公的な活動にも充当すべき。
- 公共事業としてCO<sub>2</sub>削減対策が進められた場合、CO<sub>2</sub>削減効果の低い対策や事務運営等に税収が費やされるなど、税収による効率的なCO<sub>2</sub>削減ができるかどうか疑問である。
- 補助金は、どこに使えば限界費用を把握することは困難である。

## 5．既存エネルギー関係諸税との関係について

### 専門委員会報告概要

石油石炭税や揮発油税などは、温暖化対策ではない別の社会的経済的な目的を実現するために課税されているものであり、その課税の考え方も化石燃料中の炭素分に着目したものではないが、これらも、燃料価格を引き上げているので、結果的にはCO<sub>2</sub>排出抑制効果も持っていると言える。

炭素分に着目して化石燃料価格を政策的に割高にして、省エネ対策や新エネ導入を一層促すように課税を行うこととすれば、少なくとも化石燃料への課税に関しては、ある程度の強化は避けて通れない。この点に関し、国民や納税義務者の理解が得られるよう、十分な議論を尽くすことが必要である。

既存税の税収の使途としても、一部、温暖化対策となるものが実施され、あるいは助成されているのも事実であって、そのことを考慮する必要がある。しかし、既存税の税収による温暖化対策の内容には、それぞれの税の趣旨・目的からくる制約があり、温暖化対策として考えられる範囲をすべてカバーしているわけではない。また、京都議定書の削減約束を達成するための財源として、その規模自体が不十分である場合も大いに考えられる。

温暖化対策税の税収を温暖化対策に活用する場合には、既存税の税収により行われる温暖化対策との役割分担の考え方を整理し、必要な調整を行うべきと考えられる。このような既存税との調整については、温暖化対策税の細目が固まった段階で、改めて詳細に検討することが適当である。

### 【温暖化対策税と関係諸税の位置づけに関する意見】

- 関係諸税は温暖化対策とは別の目的で設けられたものであり、温暖化対策税とは別ものとして位置づけるべき。
- 関係諸税とともに見直すべきであるが、まず温暖化対策税を先行して議論すべき。
- 既存エネルギー税制については、温暖化防止につながるよう大胆な見直しが必要なのではないか。
- 関係諸税にも、価格インセンティブ効果や予算配分などの点で温暖化対策税と同じ性格をもつため、関係諸税全般との整合を図るべき。
- 関係諸税を減税する場合は、温暖化対策税との差し引きが価格インセンティブとなるため、関係諸税とあわせてトータルで見直すべき。
- すでに日本のエネルギー関係諸税の負担は高いという指摘があるが、欧州と比較して税が高いというわけではなく、既存の関係諸税に上乘せすべき。

### 【温暖化対策税と関係諸税の使途に関する意見】

- 温暖化対策の財源は石油石炭税によって確保済みであり、追加的な費用が必要であっても、まず一般財源化、効率化などの既存税制の見直しを検討すべき。
- まず石油石炭税等の関係諸税による温暖化防止対策の実施および効果の検証を行うべきであり、検証せずに新たに温暖化対策税を導入すべきでない。
- 石油備蓄の目標量は既に達成されており剰余が生じている。これを温暖化対策に充てることを検討すべき。
- 既存の関係諸税に関する見直しを先行すべき。特に、既存の税金は税収が余っているので、温暖化対策税を導入する前に余っている税収を活用すべき。
- 既存のエネルギー課税は運輸部門に過重である。運輸部門ではエネルギー転換の画期的技術は現在実用段階になく、これ以上のエネルギー課税には反対。
- 道路特定財源は道路整備の着実な推進を図るためのものであり、また道路整備が温暖化対策になっていることから、道路特定財源を温暖化対策税に充てるべきではない。

## 6. 温暖化対策税の経済影響について

### 専門委員会報告概要

今後予想される温暖化対策税の効果と影響について、国立環境研究所及び京都大学が開発したモデルを用いて、大づかみのイメージを得るための試算を行った。その結果、仮に、2005年から、炭素1トン当たり約45,000円の課税の場合、2010年ごろのGDPは、何も追加的な対策を行わなかった場合、2000年比で約15.2%の増加となるどころ、これが約15.0%の増加にとどまると試算された。また、炭素トン当たり約3,400円の課税を行い、税収を温暖化対策のための補助金に活用した場合には、2010年ごろのGDPは、2000年比で約15.1%の増加、すなわち、何も追加的な対策を行わなかった場合に比べ、2010年時点で0.06%程度の減少（成長率換算では、年々約0.01%の成長率低下）にとどまると試算された。

予測される経済影響は、現在の経済情勢の中では必ずしも「小さい」とは言えないかもしれないが、決して「非常に大きい」ものではない。すなわち、マイナス成長になってしまった石油危機の場合と比べ、税による値上がりに見合う資金は国内にとどまり、国内で有効に使われることにより、マクロ経済に大きな影響を及ぼすことがないからである。

また、モデルでは、税収が最も効率的に配分されると仮定している一方、地球温暖化防止への取組をきっかけに新しい省エネ技術等の更なる開発が進むといったダイナミックな変化は見込んでいない。これらを通じてみると、上記試算による影響の値は、実際には更に小さなものとなり得る。

また、雇用に関しては、炭素1トン当たり約45,000円の高い課税を行った場合にはマイナス（減少）となるが、炭素1トン当たり約3,400円の課税を行い、税収を温暖化対策に活用した場合にはプラス（増加）となると試算された。いずれにしても、変動幅は0.1%前後の範囲内とされた。

#### 【経済成長・産業構造への影響に関する意見】

- 税の影響は、いずれにせよ成長率が大きく下がるようなことは考えにくい。むしろ、税の導入によって影響を受けるセクターと、プラスになるセクターがあるということではないか。
- 温暖化対策を進めれば一番影響を受けるのは石炭産業であるが、石炭産業は日本にはほとんどない。このため、日本は温暖化対策を講じやすい国である。
- 製造業からサービス産業への産業構造の転換はいわば歴史的な必然であり、温暖化対策税を実施したからそうなるのではないのではないか。
- 仮にマイナスが予測される場合には、英国やデンマークのような、削減目標の達成を条件とする軽減措置を実施すればよい。その場合には、フリーライダーを防げる公正な制度にすることが大切。
- モデル試算はマクロレベルでの評価であり、ミクロレベルでみれば、エネルギー多消費産業などに与える影響は非常に大きい。
- 温暖化対策税の導入による負の影響は、特定の部門や業種に偏って出る可能性が高いため、個別の部門や業種への影響を精査すべき。
- 経済影響は大きくはないということだが、多少でもある時点ですでに言語道断。

#### 【国際競争力への影響に関する意見】

- 環境コストの増加を理由に海外移転が行われたというケースを聞いたことがなく、基本的には、市場や人件費格差を理由としている。温暖化対策税が経済に悪影響を及ぼすことに根拠はない。
- 石油危機の経験にかんがみれば、経済的負担は経済にプラスに働く。
- 温暖化対策税により、技術革新を促して、世界に先駆けてやれば、例えば自動車産業が伸びて、その波及効果として鉄鋼等についても、ポジティブな影響があると思う。
- 短期的には省エネによる燃料費負担の削減、中期的には省エネ設備投資による一層の燃料費負担の削減、また機械産業での省エネ製品の開発進展など、省エネ対策の強化により日本産業の競争力が低下するとは考えにくい。
- 税収を温暖化対策に使って社会に還元されれば、プラスになる企業はたくさんあり、一概に経済・雇用にマイナスになるという論は通用しないのではないか。
- 新たな税や規制措置などは事業者に大きな負担を強いるものであり、コスト増による国際競争力の低下や国内産業の空洞化が進み、日本の経済や雇用に対する影響が懸念される。
- 日本で温暖化対策税により生産が減少すれば、エネルギー効率の低い他の国で生産が伸びて、国内空洞化を促進する一方で、温暖化抑制に逆行する。
- 高付加価値商品は、アジア諸国と市場が競合していないため、温暖化対策税導入の影響を受けないかもしれないが、実際には、高付加価値商品だけ売って商売をしているようなことはない。

## 7. その他

- 他の施策との比較、ポリシーミックスについてもっと議論を深めるべき。
- 大綱の対策のどの部分がうまくいっていないから減っていないのか、産業が減っているのは景気のせいなのか、無施策であったらどうなっていたのかといったことを明らかにする必要。
- 諸外国では、課税されていない石炭の使用量が減っていたり、課税されているLNGが減っている例があり、課税とエネルギー使用量は無関係ではないか。効果について精査すべき。
- 欧州諸国も、国の成り立ちや産業・社会保障政策のあり方を踏まえた制度となっており、我が国の実情に合わせた制度を検討すべき。
- 今後とも、検討過程の透明性や的確な情報提供、国民参加を高める努力を期待する。
- 施策の全体像を示した上で、その中で税の位置づけをアピールすべき。また、安易に財源を確保するものではないこと、果たして効果があるかということの検証の必要性がある。